○ 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)学校教育法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

④ 短期大学(専門職短期大学を除く。以下この項において同じ ② ところによる。 大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)の定める 「特別設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)の定める	(留中国一ルドズ形省合第二十八号) 及が昇門する事項その他大学院の設置に関する事項は、備、編制、研究科、教員の資格に関する事項及備、編制、研究科、教員の資格に関する事項及	置に関する事項は、は、専門職大学設置基準(平成二十九年文に関する事項、教員の資格に関する事項その他専門職大学の設② 専門職大学(大学院を除く。)の設備、編制、学部及び学科	第九章 大学 (専門職大学及び学科学の設置に関する事項は、大学設置基準(昭和五人の他大学の設置に関する事項は、大学設置基準(昭和三十項その他大学の設置に関する事項は、大学設置基準(昭和三十年文部省令第二十八号)及び大学通信教育設置基準(昭和三十十六年文部省令第三十八号)の定めるところによる。 第九章 大学 (専門職大学及び短期大学並びに大学院を除 第九章 大学)の定めるところによる。	改 正 案
② 短期大学の設備、編制、学科、教員の資格、通信教育に関す	(新設)	(新設)	第九章 大学 (大学院を含み、短期大学を除く。以下この第百四十二条 大学 (大学院を含み、短期大学を除く。以下この設置に関する事項は、大学設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)及び専門職大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第三十三号)、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第三十三号)、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第三十二号)及び専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)の定めるところによる。	現行

その他短期大学の設置に関する事項は、 和五十年文部省令第二十一号)及び短期大学通信教育設置基準 、昭和五十七年文部省令第三号)の定めるところによる。 の設備、 編制、 学科、 教員の資格、 通信教育に関する事 短期大学設置基準 (昭 項

(5) 職短期 『平 成二十九年文部科学省令第 菛 大学の 職短 期大学の設備、 設置に関する事 編制、 項 は 学科、 専門 号) 職 0) 教員 短期大学設置基準 定めるところによる の資格その他 専 菛

(新設)

第百 三項の 門職大学等で修得させることとしているものに 準第二十六条第1 いう。 限の通算は、 勘案して行うものとする。 えられた者に対し、 を当該専門職大学における授業科目の履修とみなして単位を与 修得に 兀 十六条の二 規定により当該 以下同じ。 要し た期 専門職大学等 間その 項又は専門職短期大学設置基 学校教育法)の定めるところにより、 与えられた当該単位数、 職業を担うため 他専門職大学等が必要と認める事 (専門職大学及び専門職短期大学を 第八 十八 、条の二 の実践的な能力 専門職大学設置基 一に規定する 当該実践 限る。 準第二十三条第 的 (当該専 \mathcal{O} な 修 能力 修得 業年 項 (新設)

2 る。 が定める期間は 学校教育法第八十八条の二ただし 当該専門職大学等 Ò 書に規定する文部科学大臣 修 業年限 0 四分の

第百五十五条 略

2 科 ると認められる者は、 <u>〜</u> の 学校教育法第九十一条第二項の規定により、 入学に関し短期大学を卒業した者と同等 次の各号のいずれかに該当する者とする 毎以上の学力があ 短期大学の専攻

> 置基準 る事項その他 (昭 和五十年文部省令第二十一 (昭 和五十七年文部省令第三号)の定めるところによる 短期大学の設置に関する事項 号) 及び短期 は、 大学通知 短期大学設置基 信教 育設

準

第百五十五条 (略)

2 ると認められる者は、 科 学校教育法第九十一条第二項の規定により、 0) 入学に関し短期大学を卒業した者と同 次の各号のいずれかに該当する者とする 等 短 以 上の学力が 期大学の 専 あ 攻

C

第一項及び第八十二条にお 三年以上とする高等学校の専攻科 年とする短期大学の専攻科への入学については、 修了した者のうち学校教育 定により大学に編入学することができるもの [等学校 を含む。 (中等教育学校 以下この号に いて準用する場合を含む。 法第五十八条の二 おいて同 \mathcal{O} 後 期 の課程を修了した者に限 課 ľ 程及び特別支援)の専攻科の (同法: (修業年限 修業年限 学校 第 。 の 課 を三 十条 程 \mathcal{O} を 規 る

する専門職大学の前期課程を修了した者に限る。 短 専 期大学の 門 職 大学 専 \mathcal{O} 攻科 前 期 課 の入学に 程 を修 了 0 L た 1 者 7 は 修 業 修 業年限 年 限 を を三 年 年 غ す

学の専攻科への入学に限る。) 三 高等専門学校を卒業した者(修業年限を二年とする短期大

に限る。)
により大学に編入学することができるもの(修一工条の規定により大学に編入学することができるもの(修四 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第百三

程を修了した者とする短期大学の専攻科への入学については、十五年)の課五、外国において、学校教育における十四年(修業年限を三年

六 いて履修することにより当該 外国の学校が行う通信教育に 業年限を三年とする短期大学 課程を修了した者 外国 おける授業科目を我 Ď の学校教育における十四 専攻科 へ の 入学につ が 国 1 12 て年 お

七 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当

等 部 三年以上とする高等学校の専攻科 年とする短期大学の専攻科への入学については、 定により大学に編入学することができるもの 第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。 修了した者のうち学校教育法第五 高 等学校 を含む。 (中等教育学校 以下この号において同 \mathcal{O} 後期 の課程を修了し 十八条の二 課 ľ 程 及び特 の専攻 (同 别 (修業年 支援 修業年限 法 科 た者に限 第七十条 学 \mathcal{O} 課 限 校 の規 を 程 \mathcal{O} る を を 高

(新設)

学の専攻科への入学に限る。) 「高等専門学校を卒業した者(修業年限を二年とする短期大

に限る。) に限る。) で業年限を三年以上とする専修学校の専門課程を修了した者業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十二条の規定により大学に編入学することができるもの(修三」 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第百三

程を修了した者とする短期大学の専攻科への入学については、十五年)の課四、外国において、学校教育における十四年(修業年限を三年)

五. いて履修することにより当該外国 (修業年限を三年とする短期大学の 外国の学校が行う通 0 課程を修了 信教育におけ した者 の学校教育に)専攻科 る授業科目 へ の の入学についてにおける十四年 を我 が国 に 7 年 お

六 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当

該外国 と同等以上の学力があると認めた者 学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、 したとされるものに限る。 大学の 科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者 その他短期大学の専攻科において、 0 学校教 専攻科 育に の入学に おける十四年)を有するものとして当該外国 つい 、ては、 (修業年限を三年とする 十五年) 短期大学を卒業した者 の課程を修 文の 了

る事 状況について定期的に評価を受け、 学等又は 専門職大学院の教育課程、 て文部科学大臣が指定 0 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学が、外国に 務 のうち、 文部科学大臣に報告することとする。 所を有する法人その他の団体であつて、 専門職大学院の課程に係る分野について評 適正な評価を行うと国際的に認められ した団体から、 教員組織その他教育研究活動 その結果を公表するとと 当該専門職大学等又 当該 たも 専門 価 を行う \mathcal{O} 職 主 ٢ 大 \mathcal{O}

学等の 検及び評 するとともに 職 専門職大学等が、 温織その 員 課 を除く。 程に係る分野 価の結果のうち、 他 \mathcal{O} 教育 文 による検 部科学大臣に報告すること 研 学校教育法第百九条第 究活 識 当該専 証を定期的に行 見を有する者 動 の状 門職 況 に 大学等 当 7 項に規 該 \mathcal{O} 等門 その 教 該 育 結果を 職 課 定 専 大学等 門 程 す る点 職

> と同等以上の学力があると認めた者 部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者 学校教育制 したとされるも 大学の専 外国 その他短期大学の の学校教育における十四年 度において位置付けられた教育施設であつて、 攻 科 のに限る。 への入学については、 専攻科において、)を有するものとして当該外国 (修業年限を三年とする短 短期大学を卒業した者 十五. 年 0) 課 程を修了 文 \mathcal{O}

七

第百六十七条 結果を その他教育研究活動の状況について定期的に評価を受け、 が指定した団体から、 正 職大学院の課程に係る分野について評価を行うもののうち、 部科学大臣 な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣 主たる事務所を有する法人その 公表するとともに、 の定める措置は、 学校教育法第百九条第三項ただし書に規定する文 当該専門 文部科学大臣に報告することとする 専門職大学院を置 職大学院の教育課程、 他 \mathcal{O} 団体であつて、当該専 く大学が、 教員組 その 外 織 菛 国

	2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲
支援に関すること	
九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る	
八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	
に関すること	
七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	
の基準に関すること	
六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつて	
関すること	
五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に	
職等の状況に関すること	
了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就	
四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修	
関すること	
三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に	
二 教育研究上の基本組織に関すること	
定により定める方針に関すること	
大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規	
ついての情報を公表するものとする。	
第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況に	第百七十二条の二(略)
とする。	野ごとに行うものとする。
一項の申請は、専門職大学院の課程に係る分野ごとに行うもの2 学校教育法第百九条第三項の認証評価に係る同法第百十条第	一項の申請は、専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分2 学校教育法第百九条第三項の認証評価に係る同法第百十条第
じ、それぞれ行うものとする。	
	
蒋写六十八条 学交效育去第写11条第二頁の忍正平面こ系る司去	一第写六十八条(各)

げる事 ♀ の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする 職業に就い 条第三項及び第百八 項 \hat{o} ている者 ほ か 学校教育法第八十三条 条第五項 当該職業に関連する事業を行う者その 0 規定による専門 の 一 第 性が 項 求 8 第 九十九 れる 他

するよう努めるものとする。 じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表3 大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応

(略)

ことができるものいて準用する場合を含む。)の規定により大学に編入学する法第五十八条の二 (同法第七十条第一項及び第八十二条にお等部を含む。)の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高

二 専門職大学の前期課程を修了した者

三 短期大学を卒業した者

五 外国において、学校教育における十四年の課程を修了した十二条の規定により大学に編入学することができるもの四 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第百三四 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第百三

六 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国にお

るよう努めるものとする。学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表す、大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ

2

ることができる方法によつて行うものとする。 、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で

ことができるものいて準用する場合を含む。)の規定により大学に編入学するいて準用する場合を含む。)の規定により大学に編入学する法第五十八条の二 (同法第七十条第一項及び第八十二条にお等部を含む。)の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高

一 短期大学を卒業した者

五 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国にお

の課程を修了した者 いて履修することにより当該外国の学校教育における十四 年

七 において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣がものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度該外国の学校教育における十四年の課程を修了したとされる 別に指定するものの当該課程を修了した者 我が国において、 外 国 の短期大学の課程 (その修了者が当

業した者と同等以上の学力があると認めた者 その他高等専門学校の専攻科において、高等専門学校を卒

> て履修することにより当該外国の学校教育における十四 課程を修了した者

年

七 ものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制該外国の学校教育における十四年の課程を修了したとされ 別に指定するものの当該課程を修了した者 において位置付けられた教育施設であつて、 我が国において、 外国 一の短 期大学の課程 (その修 文部科学大臣が 了者が る 度

業した者と同等以上の学力があると認めた者 その他高等専門学校の専攻科において、高等専門学校を卒